

運営管理業務委託契約書 (案)

- 1 業務委託名 大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託
- 2 業務内容 仕様書のとおり
- 3 履行場所 大和高田市市民交流センター駐車場
(大和高田市片塩町12-5)
- 4 履行期間 契約締結日から機器撤去完了日まで
①機器設置等準備期間
契約締結日から令和8年6月30日まで
②運営管理期間
令和8年7月1日から機器撤去完了日まで
③機器撤去期間
令和13年6月16日から令和13年6月30日まで
市及び次の運営管理業者と協議の上、施設運営に支障が無いよう、移行すること。
- 5 委託料 (総額) 金 〇〇〇円 (消費税等別途)
(月額) 金 〇〇〇円 (消費税等別途)
- 6 契約保証金 免除とする。

大和高田市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、3の履行場所における運営管理業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

乙

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 甲乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする運営管理業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間に完了し、原状回復の上、甲に引き渡すものとする。甲は、その委託料を支払うものとする。
- 3 機器設置方法その他運営管理を行うために必要な一切の手段（以下「運営管理方法等」という。）については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して、又はその主たる部分を第三者に委任して、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

(委託料)

- 第4条 業務委託の委託料は、頭書5に記載の金額とする。また、駐車場機器の設置及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、光熱水費については、甲の負担とする。
- 2 委託料の支払期間は、頭書4の②の運営管理期間に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税)

- 第5条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。
- 2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(機器の設置)

- 第6条 乙は、頭書4の①の機器設置等準備期間内に機器を甲の指定する場所に設置しなければならない。
- 2 乙は、機器を使用できる状態にしたうえで甲の検査を受けなければならない。
- 3 甲の検査を受けた後、賃貸人（受注者）が提出した設置完了届を賃借人（発注者）が受理した日をもって設置完了とする。

(物件設置の検査)

- 第5条 賃借人（発注者）は、賃貸人（受注者）から物件の設置の完了の通知を受けたときは、

10日以内に物件の規格、仕様、性能等について検査しなければならない。

2 賃借人（発注者）は、前項の検査によって、物件の修補又は交換が必要であると認めるときは、賃貸人（受注者）に物件の修補又は交換を請求することができる。この場合において、前1項の規定を準用する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 賃貸人（受注者）は、契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人（発注者）の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（瑕疵担保）

第7条 賃貸人（受注者）は、頭書4の②の賃貸借期間に物件の瑕疵が発見されたときは、賃借人（発注者）の請求に応じて、速やかに修補又は交換を、賃貸人（受注者）の負担において行わなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第8条 賃貸人（受注者）の責めに帰すべき事由により、頭書3の①の設置期間内に物件を設置することができない場合においては、賃借人（発注者）は、損害金の支払を賃貸人（受注者）に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した額とする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第9条 賃貸人（受注者）は賃貸借料及び消費税等について、使用月の月末に請求を行い、賃借人（発注者）は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸人（受注者）に支払うものとする。ただし、最終月については、賃借人（発注者）は、第17条及び第18条に規定する物件の撤去が完了した後、賃貸人（受注者）に賃貸借料及び消費税等を支払うものとする。

2 賃借人（発注者）の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、賃貸人（受注者）は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額の遅延利息の支払を賃借人（発注者）に請求することができる。

（賃貸借期間及び賃貸借料の変更）

第10条 賃貸借期間及び賃貸借料の変更については、賃借人（発注者）及び賃貸人（受注者）が協議して定めるものとする。ただし、協議が整わないときは、賃借人（発注者）が定めるものとする。

（物件の所有権）

第11条 物件の所有権は、賃貸人（受注者）に帰属するものとする。

（物件の維持管理等）

第12条 賃借人（発注者）は、物件を頭書2の設置場所において、善良な管理者の注意をもって業務のため通常の用法に従って使用できるものとする。

3 賃借人（発注者）は、物件の使用、保管、維持、管理等に必要な一切の費用を負担する。

（他の機器器具の取付、装置の改造、移転）

第13条 賃借人（発注者）は、次の各号に定める事項については、あらかじめ文書により賃貸人（受注者）の承諾を必要とする。

（1）物件に他の機器器具を取り付ける場合

（2）物件を改造する場合

(3) 物件を頭書2に定める設置場所から移転する場合

2 前各号の場合の要する費用は、賃借人（発注者）の負担とする。

(善良なる管理者の注意等)

第14条 賃借人（発注者）は、物件の設置場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により物件のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって物件を管理する。

2 賃借人（発注者）は、物件及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。ただし、賃貸人（受注者）の承認があればこの限りでない。

(損害賠償)

第15条 賃貸人（受注者）は、頭書3の②の賃貸借期間中に賃借人（発注者）の故意又は過失によって物件に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、賃借人（発注者）に対してその賠償を請求することができる。

(通知義務)

第16条 次の場合、賃借人（発注者）は、遅滞なく賃貸人（受注者）に通知しなければならない。

(1) 物件につき、賃貸人（受注者）の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき。

(2) 物件につき、盗難、滅失又は毀損の事故が発生したとき。

(物件の撤去)

第17条 賃貸人（受注者）は、頭書3の②の賃貸借期間が満了したときは、頭書3の③の撤去期間内に物件を撤去しなければならない。また、契約が解除されたときは、賃借人（発注者）が指定する日までに物件を撤去しなければならない。

2 前項の場合において、賃貸人（受注者）は、設置場所等を物件設置前の状態に復したうえで賃借人（発注者）に通知し、賃借人（発注者）の検査を受けなければならない。

(物件撤去の検査)

第18条 賃借人（発注者）は、前条第2項の通知を受けたときは、10日以内に賃貸人（受注者）の立会いのうえ、物件の撤去を確認するための検査しなければならない。

2 賃借人（発注者）は、前項の検査によって、原状回復が不十分であると認めるときは、賃貸人（受注者）に再度、原状回復を請求することができる。この場合において、前1項の規定を準用する。

(契約の解除)

第19条 賃借人（発注者）は、賃貸人（受注者）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行のため賃借人（発注者）が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 賃貸人（受注者）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク アからカまでのいずれかに該当するものと下請契約、購入契約その他の契約をしていることが認められる場合（カに該当する場合を除く。）において、貸借人（発注者）から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（5） 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

2 貸借人（発注者）は、前項の規定による契約解除した場合において、貸借人（受注者）に損害が生じてもその責めを負わない。

（違約金）

第20条 貸借人（受注者）の責めに帰する事由により、前条の規定に定める契約解除に至った場合において、貸借人（発注者）は、解除が貸借人（受注者）に起因するときは貸借人（受注者）に対して、契約金額（第2条第2項に定める支払期間における頭書4の賃貸借料の総額から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額）の100分の10の違約金を徴収するものとする。

（談合等による解除）

第21条 貸借人（発注者）は、貸借人（受注者）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

（1） 公正取引委員会が貸借人（受注者）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

（2） 貸借人（受注者）（貸借人（受注者）が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

（3） 貸借人（受注者）（貸借人（受注者）が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 貸借人（発注者）は、前項の規定による契約解除した場合において、貸借人（受注者）に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）

第 22 条 前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、賃貸人（受注者）は、賃借人（発注者）が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の 100 分の 20 に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

2 賃借人（発注者）は、賃貸人（受注者）が独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を同法第 7 条の 2 第 10 項、第 11 項又は第 12 項の規定により減免されたときは、前項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

（管轄裁判所）

第 23 条 この契約に関する訴訟の提起又は調定の申立てについては、賃借人（発注者）の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第 24 条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成 11 年規則第 9 号）、大和高田市会計規則（平成 11 年規則第 59 号）及びその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて賃借人（発注者）及び賃貸人（受注者）協議して定める。ただし、協議が整わないときは、賃借人（発注者）が定めるものとする。